

議案第 号

石狩市企業立地促進条例案

平成17年3月2日提出

石狩市長 田岡克介

石狩市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、石狩湾新港地域（昭和51年11月13日北海道決定による区域をいう。以下「新港地域」という。）において事業所等を新設する事業者に対し、固定資産税及び都市計画税の特例措置（以下「特例措置」という。）を講ずることにより、企業立地を促進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業者がその事業の用に供する土地、家屋、構築物、機械及び装置並びに工具機具及び備品をいう。
- (2) 固定資産評価額 地方税法（昭和25年法律第226号）第381条の規定により本市の固定資産課税台帳に登録された価格をいう。
- (3) 固定資産税 石狩市税条例（昭和29年条例第20号）に基づき、市長が賦課する固定資産税をいう。
- (4) 都市計画税 石狩市都市計画税に関する条例（昭和60年条例第26号）に基づき、市長が賦課する都市計画税をいう。
- (5) 指定対象事業 特例措置の対象事業として規則で定める事業をいう。
- (6) 重点誘致対策事業 前号の事業のうち、特に新港地域への誘致を積極的に図るため規則で定める事業をいう。

(特例措置の対象者)

第3条 この条例により、特例措置を受けることができる事業者は、次に掲げる要件のすべてに該当し、新港地域において事業所等の新設を行い、かつ、

指定対象事業又は重点誘致対策事業を行うものとする。

- (1) 事業所等の新設に係る初年度の固定資産評価額（土地に係る部分を除く。）が5,000万円以上であること。
- (2) 事業所等の新設に伴い、5人以上の雇用を行うこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) その他規則で定める基準を満たすこと。

（特例措置の申請）

第4条 特例措置を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その指定を受けなければならない。

（特例措置の内容）

第5条 市長は、前条の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる指定事業者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる特例措置を行うものとする。

指定対象事業を行う指定事業者	事業所等の新設に係る固定資産税及び都市計画税（土地に対して賦課するものを除く。）の賦課については、当該事業所等が事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日（当該事業所等が事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日。以下この表において同じ。）を賦課期日とする年度及びその翌年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、課税を免除する。
重点誘致対策事業を行う指定事業者	事業所等の新設に係る固定資産税及び都市計画税（土地に対して賦課するものを含む。）の賦課については、当該事業所等が事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度及びその翌年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、課税を免除する。

（特例措置の承継）

第6条 前条に規定する特例措置の適用年度内において、相続（法人にあっては、合併又は分割）又は事業の譲渡により、指定事業者の事業を承継した事業者は、市長の承認を受けて、同条の特例措置を受けることができる。

（報告及び調査）

第7条 市長は、指定事業者（前条の承継者を含む。次条において同じ。）に対して事業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することがで

きる。

( 特例措置の取消し等 )

第 8 条 市長は、指定事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、若しくは特例措置を取り消し、若しくは停止し、又は既に特例措置により課税免除した市税に相当する額を納付させることができる。

- (1) 第 3 条に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為によって指定を受け、又は特例措置を受けたとき。
- (3) 事業の休止若しくは廃止をしたとき、又はこれらの状況にあると市長が認めるとき。
- (4) 前条の報告を怠り、又は調査を拒んだとき。
- (5) その他この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

( 委任 )

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の規定により課税免除を受ける事業者の当該課税免除の対象となった事業所等については、石狩市工場等立地促進条例（昭和 59 年条例第 13 号）の規定は、適用しない。

( 石狩市工場等立地促進条例の廃止 )

- 3 石狩市工場等立地促進条例は、廃止する。

( 石狩市工場等立地促進条例の廃止に伴う経過措置 )

- 4 石狩市工場等立地促進条例の廃止の際現に工場等の新設又は増設をして事業を行っている者については、なお従前の例による。

- 5 前項の規定により石狩市工場等立地促進条例の規定の適用を受け奨励金の交付を受けた者の当該奨励金の交付対象となった工場等については、石狩

市企業立地促進条例の規定は、適用しない。